

大阪甲南会 会則

第1条 本会は、大阪甲南会と称し、事務局を大阪市内に置く。

第2条 本会は、甲南学園同窓会の大阪支部として、会員相互ならびに母校との親和を図ると共に、甲南関係者に限定せず、有為の講演を通じ、教養を高め自己研鑽を図ることを目的とする。

第3条 本会は、次の者のうち、入会を希望する者で幹事会の承認を得た者を以って会員とする。

1. 甲南学園卒業者のうち、大阪府及びその周辺在住者、または勤務者。
2. 甲南学園に在籍した者。

第4条 本会は、甲南学園教職者、旧教職者で学園に功績ある人を客員とすることが出来る。

第5条 1. 本会は次の役員を置く。

名誉顧問 1名 会長 1名 顧問 2名以内

副会長 4名以内 幹事 20名以内

幹事長 1名 会計幹事 2名以内 会計監査 2名以内

2. 幹事は総会に於いてこれを選出し、会長、副会長、幹事長、会計幹事は幹事の中から互選し、総会において承認を受けるものとする。

顧問は会長が会員の中から委属する。

3. 会計監査は幹事会において選解任する。

4. 役員の内任期は2年とする。但し、留任を妨げない。

第6条 役員の内任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、必要がある場合は会長の指示により、会長の職務を代行する。

3. 会計監査は、年度末に会計の監査を行うと共に、本会の経理が適切に執行されるよう管理する。

4. 幹事は、幹事会を構成し、会の基本的な重要事項を詮議するものとする。

第7条 本会は次の行事を行う。

1. 総会（年1回を原則とする）

2. 幹事会（年2回を原則とし、必要に応じ別途開催する）

3. 月例会（年4回を原則とする）

第8条 会費

1. 終身会費 新規会員として入会する際、6,000円の終身会費を納入する。

2. 都度会費 その都度徴収する。

第9条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日を以って終わるものとする。

追則 本会則の改定は、幹事会の詮議を経て、総会にて決定する。

*平成29年7月1日改定